

障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる 県づくり特別委員会会議記録

障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる県づくり特別委員長 守永 信幸

1 日 時

平成29年11月27日（月） 午後2時02分から
午後2時54分まで

2 場 所

第5委員会室

3 出席した委員の氏名

守永信幸、衛藤明和、志村学、土居昌弘、御手洗吉生、阿部英仁、原田孝司、
平岩純子、河野成司、堤栄三

4 欠席した委員の氏名

な し

5 出席した委員外議員の氏名

な し

6 出席した執行部関係者の職・氏名

福祉保健部長 長谷尾雅通 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

(1) 障がい者施策についての現状と課題及び今後の方策について調査した。

9 その他必要な事項

な し

10 担当書記

政策調査課調査広報班	主幹	飛河敦子
政策調査課政策法務班	主査	熊野彩
議事課議事調整班	副主幹	秋本昇二郎

障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる 県づくり特別委員会次第

日時：平成29年11月27日（月）14：00～
場所：第5委員会室

1 開 会

2 付託事件の調査

障がい者施策についての現状と課題及び今後の方策について

- (1) 「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる県づくり条例」について
 - ① 条例の普及にかかる取組状況と課題
 - ② 日常生活における合理的配慮のあり方とその普及啓発状況と課題
- (2) 障がい者雇用日本一に向けた取組状況と課題

3 その他

4 閉 会

会議の概要及び結果

守永委員長 ただ今から委員会を開きます。

本日の委員会は、障がい者施策についての現状と課題及び今後の方策について調査します。

それでは、執行部の説明をお願いします。なお、項目の障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる県づくり条例についてと障がい者雇用日本一に向けた取組状況と課題と一括で説明をお願いします。

長谷尾福祉保健部長 冒頭、一言御挨拶と御礼を申し上げたいと思います。

この度の特別委員会、障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる県づくり特別委員会ということで設置をしていただきました。まず御礼を申し上げます。私どもも、この条例が昨年4月に施行されて以来、障がいのある方の日常生活や就学、あるいは就労における合理的配慮の在り方、また、障がい者の皆さんが芸術・文化活動、スポーツ交流活動にどうやって参画していくかというような環境づくりをテーマにするということをごさいます。大変有り難い委員会だと思っております。

この委員会、守永委員長、衛藤副委員長を始め、委員の方々の御指導をいただきながら、今後のこの分野の福祉行政を進めてまいりたいと考えております。

本日は、条例の普及の取組と日常生活における合理的配慮の在り方、また、障がい者雇用率日本一に向けての取組状況について、担当課長から説明させます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

高橋障害福祉課長 それでは、私から、障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例の普及の取組及び日常生活における合理的配慮の在り方などにつきまして御説明をいたします。

資料の1ページをまず御覧ください。

それでは、まず条例について御説明申し上

げます。

1 制定の経緯です。平成26年の第1回定例会におきまして、だれもが安心して暮らせる大分県条例の制定に関する請願が全会一致で採択されました。この条例につきましては執行部において作成することとなりまして、その後、多くの方々から幅広く意見を聞くということで、アンケートや聞き取り調査等を行いまして、条例検討協議会での議論を経て、平成28年4月に条例を施行したところでございます。

次に、2条例の特徴について簡単に御説明いたします。

本件の条例の特徴の一つといたしまして、(1) 前文に、依然として障がいのある人の生きづらさがありますということを具体的に規定しております。詳細は省略いたしますけれども、抜粋のところを御覧いただければと思います。

また、(2) 基本原則①でございます。障がいのある人が支援を受けながら自分らしく生きることができると、これは自立に関する規定を設けておるところでございます。

さらに、(3) 県の責務といたしまして、障がいのある人の、性、恋愛、結婚、出産、子育て、また親亡き後の生活や防災対策など、こういった課題の解消に努めるということを規定しているところでございます。

次に、2ページを御覧ください。

条例の普及の取組状況と課題についてです。

まず、①県民に対する条例普及の取組でございます。障がいのある方々と共同で条例の周知啓発パレードを実施いたしました。また、共生社会の実現についてをテーマに、差別解消フォーラムを開催しております。さらに、県内全戸配布の「新時代おおいた」に条例に関する記事を掲載したほか、県政ラジオ番組でありますOBSラジオの「たんねるけ

ん！」でも周知を行ったところです。

次に、②企業・業界団体等に対しましては、労働局と共同で障がい者差別解消セミナーを開催し、県内主要企業130社が参加いたしました。

今年度は企業向けの出前講座を実施しております。これまで理容業・美容業の組合に対しまして、障がい者との共生をテーマに職員が出向いて研修を行っております。今後も、企業・団体等のニーズに沿った出前講座を実施していく予定です。

③障がい者関係団体等に対しましては、総会や研修会等の機会を活用いたしまして、条例の主旨や合理的配慮の提供などの周知を行っているところであります。

次に、④市町村でございますが、障害者差別解消法におきまして、市町村は合理的配慮を行うことを義務付けられておりますので、市町村担当者会議などで法律・条例の趣旨などの周知を図っております。

また、⑤県職員の研修ですけれども、障がい者に対する適切な対応について定めた職員対応要領を作成しております。累計で1,636名が研修を受講しております。

障がい者の差別解消を進めるためには、(2)の相談体制の充実が必要だと考えております。大分県障がい者差別解消・権利擁護センターを設置いたしまして、センターに専門相談員を配置しております。障がいを理由とする差別はもとより、様々な相談を受け付けているところです。平成28年度は1,161件の相談が寄せられるなど、障がい者が暮らしの中で感じる差別、あるいは不安の解消に少しでもつながっているのではないかと考えております。

続きまして、3ページを御覧ください。

相談では残念ながら解決できない場合がございます。そういった場合に、あっせんの申立てができるようになっております。あっせんの機関といたしまして、②大分県障害者施策推進協議会に調整部会を設置したところであります。これまで、あっせんに至る事案

は発生していません。

さらに、③でございますけれども、当事者や国の機関、福祉・医療の関係団体などで組織する大分県障がい者差別解消地域協議会を設置し、障がいのある人に対する理解を深めるとともに、障がいを理由とする差別の解消のための施策等につきまして、情報共有を図ることとしております。

次に、(3)合理的配慮の提供等の、県の取組状況について御説明いたします。

今年4月に、①歩行訓練士を大分県盲人協会に配置をいたしました。視覚障がい者の歩行訓練を始め、日常生活訓練全般を障がい者の自宅等で行っております。現在31名の方が利用されておまして、大変好評を得ております。

次に、②遠隔手話通訳サービスの提供でございます。本年5月から県庁別館及び県立病院において実施しております。

これは、タブレット端末の画面で、テレビ電話を活用いたしまして、手話で会話ができるサービスでございます。残念ながら利用は今のところ3件ということでございます。

次に、③ヘルプカードの作成・配付でございますが、これは、内部障がいや難病など、外見からは障がいの有無に気付かれにくい人が街中や災害時に避難所等で身に付けることで、周囲からのサポートを受けやすくするためのカードでございます。資料のイメージ図のようなものを、今作成を進めているところでございます。

続きまして、4ページを御覧ください。2条例普及の課題でございます。(1)の①障がい者に対する差別解消の県民理解の促進の下の枠の中を御覧をいただければと思います。

今年、内閣府が行った調査では、障がいを理由とする差別はあると答えた方が8割を超えている一方で、障害者差別解消法の認知度は2割強にとどまるなど、障がい者の差別解消に向けた取組については知られていない状況でございます。また、県内においても条例

の周知度は十分ではないと感じております。

②といたしまして、児童・生徒に対する差別解消の啓発も課題だと考えております。

そして、多くの方が相談をいたします③の大分県障がい者差別解消・権利擁護センターの充実が必要と考えております。

(2) 課題への対応です。

①周知・啓発の強化が更に必要であります。そのためには広く県民に周知できるようパブリシティを効果的に活用するほか、企業・業界団体等へ出前講座のように、それぞれの状況や要望に応じた啓発を行ってまいります。

②児童・生徒に対しましては、啓発資料の作成等を検討いたします。

③大分県障がい者差別解消・権利擁護センターの相談員の資質向上を図るための研修を充実させたいと考えております。

資料5ページを御覧ください。

日常生活における合理的配慮の在り方とその普及状況と課題についてでございます。

まず、1の障がいを理由とする差別には二つございます。一つは不当な差別的取扱い、もう一つは合理的配慮の不提供ということが規定されております。

そこで、一つ目の、不当な差別的取扱いというのが、2の(1)でございます。正当な理由がなく、障がいを理由として障がい者を拒否するなどの行為でございまして、具体的には2の(2)に具体例がございしますが、車椅子を使用していること、あるいは盲導犬を連れていること、それのみを理由として車椅子使用者でありますとか盲導犬ユーザーを拒否することでございます。

次に、二つ目の差別であります合理的配慮の提供でございます。

3の(1)「合理的配慮の提供」とは、障がいのある人からの具体的な要求に応じまして、その実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁を除去するための合理的な配慮をすることでございます。

3の(2)合理的配慮の具体例で御説明を

申し上げます。

①視覚障がいのある方には、就職の当初は職員の配置や共用品の置き場などの職場環境に関するオリエンテーションが必要となります。仕事にスムーズに取り組めるよう、口頭の説明だけでなく、実際に移動しての位置確認や電話等の共用品も実際の操作を交えて説明するなどの配慮が必要になります。

次に、②聴覚障がいのある方は、多人数が参加する会議では、誰の発言かが区別しづらく、会議の流れが分からなくなってしまう。複数の発言が交錯しないように一人ずつ発言することや、発言の際には手を挙げて、名前を名乗るようにするなどの配慮が必要です。

次に、③車椅子利用者などの肢体不自由のある方は、スロープやエレベーターがないと移動が困難な場所がございます。申請書類の受付窓口が庁舎の2階にある場合、エレベーターがなければ2階に上がることができませんので、求めに応じて担当職員が1階で臨時に受付を実施するなどの配慮が必要になります。

続きまして、6ページを御覧ください。

④知的障がいのある方が、役所が公表する調査報告書を読みたいけれども平仮名しか読めない方には、ページ数が多い報告書であれば、要点を抜粋した概要ペーパーを作成し、振り仮名を付すなどの配慮が必要です。

次に、⑤精神障がいのある方は、大勢の人がいるところでは周囲が気になり、落ち着かず、順番待ちが難しい人がいます。比較的周りからの視界が遮られるようなスペースへの移動を促し、順番待ちができるようにする配慮することも必要でございます。

4の合理的配慮の普及啓発状況につきましては、先ほど御説明しました条例の普及啓発を行う中で、合理的配慮の提供についても周知を図っているところでございます。

次に、5合理的配慮の提供に係る課題でございます。

合理的配慮の提供につきましては、障がい

の特性に配慮した上で、具体的場面により判断すべきものでございまして、多様かつ個別性も高いことから、当事者が個別の話し合いを通じて解決していく必要があると考えております。

したがって、(2)の課題への対応といたしましては、国からの合理的配慮の提供等の事例集や大分県障がい者差別解消・権利擁護センター等の相談機関に寄せられた相談内容を集めまして、合理的配慮の具体例を広く県民に分かりやすく提供したいと考えております。

続きまして、障がい者雇用率日本一に向けた取組の状況と課題について御説明をいたします。

資料は7ページでございます。

障がい者の雇用につきましては、障害者の雇用の促進等に関する法律によりまして、民間企業等に障がい者の雇用を義務付けております、現在の法定雇用率は2.0%となっております。

2の現状でございます。

(1)大分県の障がい者雇用率は、2.46%と過去最高の雇用率を達成しておりますけれども、(2)にありますように、奈良県、山口県に次いで3位の状況でございます。大分県に続きます、岡山県や佐賀県とも僅差でありますことから、雇用率向上のための施策を一層加速しなければならないと考えております。

3の障がい者雇用率日本一に向けての課題等でございます。

(1)といたしまして、身体障がい者の雇用率が全国1位なのに比べまして、知的障がい者と精神障がい者の雇用率が低いことが上げられます。また、(2)の企業が求める人材が不足しているという声もお聞きます。さらには、(3)法定雇用率の引上げによりまして、新たに障がい者の雇用義務が発生する企業が増えることになっております。具体的には、現在の法定雇用率2.0%が平成30年4月から2.2%に引き上げられます。

これによりまして、労働者の数が46人以上50人未満の企業等が、新たに障がい者の雇用義務が課せられることとなります。

資料の8ページを御覧ください。

このような課題を踏まえまして、4の平成29年度の主な取組でございます。

(1)といたしまして、障がい者雇用アドバイザーを6名に増員いたしまして、訪問対象企業をこれまでの医療法人や社会福祉法人、製造業、宿泊業等から全業種に拡大をいたしまして、新たに対象となる企業にも積極的に働き掛けを進めているところでございます。

(2)特別支援学校に配置しております就労支援アドバイザーも8名に増員をいたしまして、特別支援学校の卒業生が就職できる職場を広く開拓をしているところでございます。

また、(3)障がい者コーディネーターや障がい者コーチを高等技術専門校に配置をいたしまして、障がい者の実習を受け入れる職場の開拓や訓練を希望する方々とのマッチング、あるいは実習生の指導などをを行っているところでございます。

さらに、今年度から新たに精神障がい者、発達障がい者の採用や定着を目的といたしまして、企業の人事担当者を対象に(4)の精神障がい者・発達障がい者職場内サポーター研修を実施しているところでございます。

今後とも、商工労働部や教育委員会、更には労働局やハローワーク等の国の機関とも連携をいたしまして、障がい者雇用率日本一の早期奪還を目指し、各種施策に取り組んでまいります。

説明は以上でございます。

守永委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方はございますでしょうか。

堤委員 条例が昨年4月に成立して、今、普及、周知徹底をされていると思うんですね。特に、最近問題になっている大分市内のJR駅の無人化の問題、鶴崎駅と大在駅についてはエレベーターの設置をバリアフリー化によって実施し、別府大学駅もね。将来的には、

高城駅は来年にもエレベーター化するでしょう。一方で、そうやって障がい者のバリアフリーを進めながら、その一方で無人化、SSSの駅を作っていくという状況の中で、合理的配慮についてJRとの協議というのか、そこら辺は今どうなっているの。特に大分市は、JRを通じて地域説明会を12月から始める予定になっていますよね。それに障がい者団体も是非参加してほしいという要請もしているみたいなんだけれども、県として、条例を作った背景も含めて、合理的配慮についてのJR側の話、これは今どうなっているんでしょうか。

高橋障害福祉課長 JRに関しましては、これまでもバリアフリーのお願いといたしますか、そういった要請はしてきております。特に、今回の無人化に対しての働き掛けというのは今のところしていないというのが現状でございます。エレベーター化の要望とかも、障がい者団体の方からもこれまでも伺っており、そういった声も踏まえ、JRさんに対しての要請はしているところでございます。

堤委員 JRに聞くと、SSSで中間に駐在所を置いて、そこに連絡があれば、その駅の係員が現場に行ってサポートするというふうな流れを考えているわけね。それとか、テレビモニターを置くとかね。しかし、それだけで、柵もなければ、エレベーターのないところについては、身体障がいの方については介助は絶対必要なわけよね。そうすると、自分の好きな時間に行ってどこかに行くという、そういう権限が若干損なわれてしまうと思うよね。つまり、行きたい所にいつでも行けるという。そのために、JRとしてもそういう合理的配慮というのは、本来は取るべきだと思うんだけど、そういう立場から、やっぱり県としても条例制定をしてきた経過からしても、やっぱりJRに申入れか何かするべきじゃないのかな、これは。どうでしょう。そういうふうな今後の検討があれば、教えてください。

高橋障害福祉課長 今回の措置に関しまして

少し中身を、どの程度どこまでどうするのかという辺りを確認いたしまして、その内容に基づきまして、またJRに少し話をしていきたいと思っております。

堤委員 是非よろしく願いいたします。

河野委員 先ほど高橋課長から、実感としてまだまだ周知が広がっていないというお話がありましたけれども、県の行政につきまして、この新しい条例ができたということからすると、一定期間目標を定めて、認知度をいかに上げていくかということ掲げるのではないかなと思うんですが、例えば、県民意識調査という形で差別の実態、先ほど若干、厚労省の調査の結果、国の調査ではこうなっていると。それについて、具体的に大分県の県域において、こういった障がい者に対する取組、障がい者の生活をより自由なものにしていくための取組ということが、県民の間にどれほど認知されていったかということについては、やはり集中的に県民意識調査なりを行って、その結果に基づく施策の見直し等を行うべきではないかと思うのですが、その辺の計画はございますか。

高橋障害福祉課長 結論から申し上げますと、今のところそういった調査をすることは検討にございません。

ただ、こういった聞き方がいいのかというのは、いろいろあるかと思うんですけれども、障がい者団体の皆様方とか、あるいは企業の方々、そういった個別に接する中で、その認知度、あるいは理解度みたいなお話はお伺いしております。今のところそういったところで、まだ周知が十分じゃないなと考えているところでございますので、他にいい方法があれば、また考えたいとは思いますが。

河野委員 広く人権に関していうと、人権意識調査を5年に1度、人権・同和対策課の方でやられているという。その中であって、身体障がいの皆さん、障がいに関する意識調査の分野もあって、その中に、差別を解消するための法律等の認知度等の調査も行われていたと思います。

そういったことで、関係部署でその辺を活用していただいて、県民意識調査の項目として具体的に、認知度、そしてどこでそういう制度を知るようになったとか、そういった部分をきちんと把握していただき、やはり政策目標の一つとして、具体的な認知度の向上策をより磨いていくという取組を是非お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

長谷尾福祉保健部長 今、河野委員がおっしゃったとおり、定点的な調査が要るんだろうと思いますので、他部局を含めて、いろいろ検討に入っていきたいと思います。いつするかというのがありますけれども、定点での調査が要るのかなど。御指摘を踏まえて、よく考えてみたいと思います。

阿部委員 障がい者福祉について、この条例を作ったということも他県に比べて福祉県という位置付けで、大変な前進だと思いますが、今、御説明があった内容、条例があろうとなかろうと、当然やらなきゃならんことも多々あったわけですので、今の河野委員の内容と重複するんですが、条例を作った以上、どの時点かで、どういう部分がこういうふうに変ったよというのは、あれば有り難いかなというふうに思いますし、いろんなこれまで条例のときに、私が一つだけずっと引っかかったというか、財政上の措置というのがあったんですね。これにも必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとするということがここに載っているんですが、まだ今の段階、具体的にはどういう部分で財政上の措置があったかないかというのは分からないとは思いますが、そういう段階があったときには、何らかの方法で議会に、常任委員会に報告事項として上げられるのかどうかですね。私としては是非上げていただきたいなど。これがどういうふうにどんどん進展していくか、これ当然我々としては、注目しなきゃならんこと、一緒になってやっていかなきゃならんことも当然ですが、また行政の措置としてどうやっているかというのにも注目していかなきゃならんと思いますので、何らかの方法で知ら

せていただきますようお願いをいたしたいと思います。常任委員会だと思いますのでね。これは要望です。

守永委員長 今のは要望ということで。

あと他に何かございますでしょうか。

土居委員 三つ質問と、一つお願いがあります。

まず、4ページの(2)の②ですね。児童・生徒向けの啓発資料の制作とあります。もちろん、これもいいんでしょうけれども、直接、市町村の教育委員会に働き掛けて、障がい者の人権の問題を学ぶ機会を作ってはどうかということを進めていただければなと思っています。

先日、うちの子供が小学校で認知症を勉強してきて、うちのおじいさんとばあちゃん、ぼくたちで見らんといかんのよと、そう言いよったぐらいしっかり勉強してきたようです。このように、差別とか人権の学習会というのは、これまでハンセン病とか部落解放とか、そういったものに結構重きがあって、障がい者の差別、もうちょっと取り扱ってよというような働き掛けをしていただければと思っておりますが、それについてはどうでしょうか。

それから、6ページ一番下ですね。障がい者差別解消・権利擁護センターに寄せられた相談の中から、どういうものが具体的に今後事例として上がってくるのか、教えていただければと思います。

それから3番目に、7ページ一番下です。

障がい者の雇用率日本一に向けての課題等で、法定雇用率の引上げがあります。まずは公共の仕事、公的な仕事を請け負ったり、工事や用途などで入札に参加する方とか、そういったところに法定雇用率を守っている企業にはアドバンテージをあげますよとか、そういった制度をどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

最後をお願いですけれども、先ほどのJRの件です。

大分市長なんかも申入れをしております。県でも早速動いていただいて、この福祉の立

場から意見を述べて、J Rと協議をしていた
だきたいと思います。

高橋障害福祉課長 まず、4ページの児童・
生徒に対する啓発資料の関係でございます。

直接、市町村の教育委員会というのは、今
段階では何とも申し上げられませんので、特
別支援教育課と教育委員会とも相談をしたい
と思っております。

それと、6ページの相談内容でございます。

まだどれをどういう形で公表するかという
のは決めておりませんので、なかなか申し上
げにくいのですが、2ページにありましたよ
うないろんな相談内容がございました。人間
関係に関するもの、病院施設の対応に関する
もの、そういった日常的な部分も含めまして、
あと、合理的配慮の提供が十分じゃないよ
とか差別的取扱いじゃないかといったような事
例を少し整理をして、提供できたらなと思っ
ております。

土居委員 はい、分かりました。三つ目。

高橋障害福祉課長 具体的には、どういうイ
メージなんですかね、すみません。（「点数
を高くするんですか」と言う者あり）

土居委員 そうですね、例えば、建設業なら
ば、総合評価で地域貢献度に加点をすると
か。そういうところで協議をしていただければ
なと思うんですけれどもね。どうなんです
か。

高橋障害福祉課長 何らかのインセンティブ
を持たせるような取組を考えたいと思っ
ておりますが、その辺はまだどういうやり方
がいいのかは検討をさせていただければと思
います。

土居委員 はい、分かりました。

守永委員長 あと、J Rの件の要望事項等
についてはよろしいですかね。

土居委員 はい、要望しておきます。

平岩委員 教えていただきたいのが1点と、
あとと思っていることをお伝えしたいんです
が、3ページの遠隔手話通訳サービスという
のを、私は、これ知らなかったんですけど、
連絡すると、手話で連絡が取り合えるよ
うなことになるんですか、このタブレット
を見て。

高橋障害福祉課長 タブレットにテレビ電話
を使った形でイメージしていただければと思
うのですが、向こうに手話通訳のできる方
がいらっちゃって、実際に手話をする方と
話をさせていただいて、手話をされている
方のそばに居る方が、こちらの方の間を
うまくつなげながら話を進めていただく
という形です。

平岩委員 じゃ、それは、突然困ったから、
さあ、やろうではなくて、事前に連絡を
して、その準備をしておいてもらうとい
うことですか。

高橋障害福祉課長 今のところ、こちらに
書いておりますように、県庁の別館と、そ
れと、県立病院の総合案内の所にいつも
置いております。ですから、そこに来れば、
いつでも手話でお話ができるということ
になっております。

つなぐ先が、聴覚障害者センターの手話
の通訳ができる方が常にそこで待機して
いますので、その方が、要望があれば出
ていただいて、テレビ電話みたいなもの
を使って手話でお話をさせていただくと。

平岩委員 まだ利用実績が3件という
ことですけど、聴覚障がいの人たちの
連絡って物すごくスピーディーにいく
んですよね。だから、みんなきっと周知
されるのは早いと思いますから、こう
いうことが利用できるといういいなと思
いました。

それと、最近、まちで視覚障がいの方
が白杖を持って歩いていらっしゃるの、
すごく多いなと思うんですよね。だから、
だんだんこうやって外に出て歩く練習
もいっぱいできて、広がっていくのは
いいなとつくづく思うんですけれど、
先ほど土居委員が言われた学校への啓
発というところなんですけど、子供たち
に、障がいてこういうものですよ、だ
からこういうふうに接しましょうねみた
いなことを教えていっては絶対駄目な
んだらうなと思うんです。一番大切な
のは、小さいときから差別をしないで
対等に関わり合える。その関わり合い
の中で、こんなにきついな、

こんなに嫌なことがあるんだ、こんなこともあるんだと思いながら、人間としてお互いに成長して生きるというのを作っていかねければ、いつまでたっても障がい者ということと健常者というのが分けられてしまう世界がこのまま続いていくなと私は思いますので、これ教育委員会のときにまた言われなければいけないけれども、スタンスとしてそういうものをみんな持っていただければと、私は思います。

それで、私の知り合いで、お仕事に就くんです。どこに障がいがあるのかな、知的障がいかな、アスペルガーかなと思いながら、物すごいボキャブラリーなんです、すごい表現力なんですけど、絶対に一つのところの仕事がうまく長続きしないんですよ。また替わった、また替わった、そして替わっていく前に、本人も不満を持っているけど、職場の人も、何かやっぱり辞めてほしいという、そういうようなところのトラブルっていつも抱えて生きているんですね。だから、本当に私たち、理想とするところをいつも追い求めるんだけど、もっとぐちゃぐちゃした、本当にきついという部分をいっぱい見ていかなきゃいけないんだろうなとこの条例ができたときにつくづく思いましたので、これからまたそんなお話をみんなでしていきたいと思います。

土居委員 それに関連していいですか。

遠隔手話通訳サービスですけど、3件ということで、もうちょっとやっぱり広めていく必要があるのかということと、これを導入する際に、例えばUDトークとかアプリがあるんですよ。そんな活用を検討されたのかどうか、伺いたいと思います。

高橋障害福祉課長 今後の活用策ですけども、一つには、いろんなイベントといいますか、人が集まる場所にこちらの方から出て行って、そういったところにちゃんと手話でお話ができますよというのを事前にPRするなりしながら、実際に利用していただくのがやっぱり一番大事かなと思っております。当然、

聴覚障害者協会さんを通じて、どういったところであれば一番利用しやすいかというようなお話も聞いておりますし、そういったところを更に使っていただくように、要望を聞きながらやっていきたいと思っておりますけれども、具体的には、当面いろんなイベントごと、人が集まる場所にこちらから出て行って使っていただくような方法ができないかなと考えております。

土居委員 アプリの検討は。

高橋障害福祉課長 アプリの検討は、具体的に、委員がおっしゃったようなアプリがどこまでできるかというような検討はしておりません。どういうやり方があるということである、もちろんアプリを使う方法も検討はしておりますけれども、最終的にはやはり今の形になったというところでございます。

守永委員長 いいですか。

土居委員 はい。

守永委員長 あと、他に何か御意見、御質問はございますか。

原田委員 先ほどの土居委員が言われた2ページの差別解消・権利擁護センターですけど、具体的にはこれからまた整備してというお話でしたけど、いわゆるあっせん事案までしていないということは、ここで解決しているんだろうなと思うんですけど、相手があるものもありますよね、近隣住民の方とか、施設による対応、これは、センターから、そこに働き掛けというか、こういう話がありましたよ、もうちょっと考えてくださいよみたいな話で解決したからこそあっせん、調整部会の設置がなかったのかということをもとにまず一つ目お聞きしたいんですけど。

高橋障害福祉課長 基本的には、お話をお聞きして本人にアドバイスをいたします。必要な場合は、相手方にも連絡をしております。ですから、地域の住民の方にどの程度お話をしたかという具体的なところまでは把握しておりませんが、いろんな制度面の相談でありますとかどういった、例えばサービスの話であれば、こんなサービスでできないだ

ろうかということであれば、そのサービスを提供するところにも連絡をしたりとかですね。市町村はもちろんですし、その対象となるところに、基本的に連絡をして、確認できる分は確認しております。ただ、トラブルにどこまで入れるかというのはもちろん限界がありますので、全てが相手方までいって解決を図っているというところまではないと思います。ただ、最終的にはある程度御納得をいただいているので、大きなトラブルにはなっていないのかなと思っております。

原田委員 調整部会に行くまでに、こういった形で、やっぱりうまくお互いが納得できればいいなと思うし、大変ですけど是非頑張っていたきたいなと思います。

もう1点ですけど、事務所のスタッフから聞かれたんですけど、これ何ですか。これQRコードじゃないんですよね。（「音声ポーズ」と言う者あり）

高橋障害福祉課長 音声を、視覚障がい者の方用にですね。

原田委員 アプリがあるんですか。

高橋障害福祉課長 はい。

原田委員 知りませんでした。帰ってやってみます。

守永委員長 あと他に、御質問、御意見はございますでしょうか。（「参考までに」と言う者あり）。

衛藤副委員長 障がい者雇用率日本一に向けたところ。大分県は2.46%ということですが、大分県庁では、どのくらい障がい者を雇用しているか分かれば。後でもいいです。

守永委員長 高橋課長、分かりますか。

高橋障害福祉課長 すみません。すぐ数字が出てこないの。

守永委員長 後ほどお知らせいただくということで。

衛藤副委員長 杵築市は、知的障がい者を雇用して、草取りとか掃除とか、そういったことを30年以上前からやっておるんですよ、授産施設を造りましたので。

高橋障害福祉課長 知事部局で2.64%。

衛藤副委員長 それ大体何人ぐらいになりますかね、大体でいいけど。

高橋障害福祉課長 101人です。

守永委員長 あと他に、皆さんからお尋ねしたいことはございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

守永委員長 1点だけ。

先ほどの手話通訳の提携の関係ですけども、大分県以外に、聴覚障害者センターの方に提携をしている企業とか、そういった団体というのはあるんでしょうか。状況は分かりますか。

高橋障害福祉課長 県外で……

守永委員長 いや、大分県以外に。いわゆる県庁は3か所、4か所が窓口を持っていますよね。例えば民間企業で聴覚障害者センターと契約をして、同じツールを使っているというふうな。

高橋障害福祉課長 それはございません。

守永委員長 ないんですね。

高橋障害福祉課長 はい。

守永委員長 受入れは可能なんですかね。いわゆるどこかの民間企業がそういうのを用意したいとなったときに、そういう団体を受入れを。

高橋障害福祉課長 はい、可能だと思います。もちろん、その頻度にもよるかとは思いますが、基本的には可能ですね。

守永委員長 逆に、契約相手先が増えれば頻度が高まってきて人数を増やさないといけんとかそういう対応はあるんでしょうけども、逆に、そういうことも宣伝していただければと希望します。

他に質疑がないようなんですけど、一つ私から、今後、各部局での取組状況等も特別委員会で聞いていくようになるんですけど、障害福祉課がある意味では窓口になっている状況もあるので、他部局と連携をされる中で、何か課題となっていることがございましたら聞かせておいていただきたいんですが。何かござ

いますでしょうか。

高橋障害福祉課長 ちょっと今思い浮かびませんので。

守永委員長 やはり勉強していく上で、窓口がその部局なのか、それとも障害福祉課なのか、この条例を制定した前後で、定員、定数が増えてはいないんじゃないかと思うんですね。でも、業務が実質的には増えてしまっている状況もあるかと思えます。そういった中で、きちんと人が配置される、若しくは他の部局と連携ができる、そういうことがないと、この条例そのものの啓発なり普及ということが先に進まないんじゃないかという思いもあるものですから、是非これからいろんな部局と取組状況、どういうふうになっていますかというのをやり取りしていきますので、その前に何らかの情報提供を頂ければと。

照会を掛けると、またいろんな問題もあるでしょうから、思いつきで構いませんので、情報提供を頂ければと思っております。

長谷尾福祉保健部長 今の委員長のお話ですけども、裏返しになります。今日説明した資料の全部裏返しなんですけど、先ほど平岩委員がおっしゃったような教育の場面での対応とか、これ多分、結構重要であろうと思っております。加えて、実際の合理的配慮の必要性なんか出てくると、例えば店舗とか商業施設とか、こうなってきますと商工労働部のサービス業みたいなところが出てくるだろうし、全部裏腹の関係にあるので、今日私どもが課題として捉えたところの対応部局といったところは、そういう課題を多分同じようにお持ちじゃなかろうかというふうには類推できますけども、そのことでいろいろ具体例を入れておりますので、はい。

守永委員長 はい、分かりました。

あと、皆さんよろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

守永委員長 では、他に質疑等もないようですので、本日の調査を終わります。

執行部の皆さん、お疲れさまでした。

〔福祉保健部退室〕

守永委員長 それでは、次回の委員会についてですが、今回は第4回定例会閉会日、本会議終了後に考えております。内容は、障がい者が芸術・文化活動、スポーツ交流活動等に参加できる環境づくりについて執行部から説明を受けたいと思いますが、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

守永委員長 では、よろしくお願ひします。そのほかにみなさんから何かございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

守永委員長 別にないようでありますので、これをもって本日の委員会を終わります。お疲れさまでした。